

## 翻刻『明和鍛冶殺報実録』（下）

田中則雄  
（島根大学法文学部）

### 摘要

『明和鍛冶殺報実録』は、近世中期鳥取藩を舞台とする敵討を描いた実録である。本作には、特に事件の経緯、人物の捉え方において、実録としての様式的特徴が認められる。

キーワード…実録 近世小説

前号に続き、『明和鍛冶殺報実録』巻三～五を翻刻する。

明和鍛冶殺報実録巻之三

高田清次切腹之事 上田一統愁傷并お房流産之事

去る程江戸において高田清次首尾宜敷小納戸役相勤ける。平兵衛は一心に森家の仇となし、高田不時に災難をかけて左七郎へのおん返しをせんと工夫しけるが、大納戸次詰の坊主に林自斎といふ者有り。此もの至て剛よく成る者成しが、常に平兵衛と懇意に致ける。ことに納

戸掛役所はへだて有とは云へども万事通路よき故に、かの自斎に金銀をあたへ事を謀りける所に、果して不慮の事こそ出来せり。其子細は、清次が預りの小納戸に納め置ける御能（三十四才）装束一衣紛失せり。時しも六月御虫干の折柄成けるが、取納べきせつ此事相知れざりし故、下役の者ども甚おどろき、清次に告げる故、清次も是にかけ合吟味する所に、此御能装束の事は、宮内少輔忠雄卿御能を好き給ふ時に將軍家光公の御拝領の御装束なれば、数多の中にも御大切の御装束也。然るに是紛失せし事清次大きに仰天して、下役手代坊主衆は申に不及、段々懸合のもの共を人別に厳敷詮義致けれども、且而少も手掛りも知れず。清次預りの事故、さまざま吟味致けり。しかし是大切の事故大目付谷村源吾右衛門迄内々此事を申達す。谷村も甚驚き、「是さ、い

の事に非ず。別て忠雄卿御拝領の御装束(三十四ウ)なれば、猶々其分に而相濟難し。自然御上<sup>ウ</sup>御改の時に至らば、惣役所の難義と成べし。厳しく吟味すべし」と有て、清次にも内意を申送りける。清次同役は斎藤七郎兵衛といふ者成しが、病気に付引込居ける故、清次一人勤也。元<sup>ウ</sup>此御能装束は高田清次預りにより例年御虫干<sup>(ウ)</sup>のとてもつばら是を取計ひけるが、不慮之義出来して大切の御由緒有御拝領の御装束紛失之事なる故、御詮議以の外嚴敷、役所掛りの者共は再応御吟味之上人別に口上書を以是を糺す。此間の清次が辛勞たとへるに物なし。御上屋敷は申に不及、所々の屋敷々々に至る迄残る所なく詮議有ける。扱段々しらべ有といへども、少の手掛りも相知れざるに寄(三十五才)彼是と評義しけるは、高田清次事は平日貞実に勤けるとはい、ながら、此義大切の小納戸もの御虫干の時勤番等閑<sup>ウ</sup>して斯大變と成し事、是正敷清次役義の懈怠より起りしこと、悉く彼が誤り、全く余人の知る所に非ず。然ば難義清次が身にかゝり、甚其未危かるべしとの風聞、壁に耳との世のたとへ、秘すべき事はなをく流布して、殊に江戸御屋敷中の事なれば、誰がいふとなく人の口の葉にかゝり、弥清次が不調法との評義一決して、家老用人取扱ひと成ぬ。高田も此一件により昼夜の差別もなく大きに心勞し、万事に工夫をこらし食事を喰ふに味なく、寐所へ入て更に枕を安くする事能はず。朝三(三十五ウ)暮四とも此事に一心をゆだねて詮議しけれ共、聊の手掛りなく数日徒成しが、や、月隔て七月下旬に、清次は召仕の下人兩人有けるが、再此ものを呼出し吟味を遂るといへども、更に疑敷事なし。今は手便も尽きはすべき様なく、一家中専ら評判甚敷様、清次つくく思案いたしけるは、「我身不肖ながら殿の御厚恩に預り御役所守護の役義を蒙り、今はからずも不慮の変事露頭におよび、さまざま肺肝を碎きて詮

義するといへども其甲斐なく、元<sup>ウ</sup>是我誤りにして、誰か是一条に力を添る事なく、ひとへに武運の尽ぬる也。不覺をとり、御上<sup>ウ</sup>え対し奉りて第一不忠とい、今日の役義においての不儀、口をひらくの申分なし。殊に一家中(三十六才)の輩に批判に預り、下々迄も我所為と申あへるよし、近頃以残念千万。奇怪とはい、ながら、紛失の品行衛知れねば、何共世の人口を止る事難し。既にいたづらに月日を送る事なれば、役人中の手まへとい、今更とかふ申訳も立難く、とやかに申は未練もの、猶更悪名を付られん。凡人間と生れて百年と命を保つ者稀也。夢の世より夢の浮世に生れ出、または夢の世に帰る事なれば、世をさるべきを嘆くに非ず。存命して日々に人口に悪名を云ふらされ、人に面を詠められ、何面目にいき甲斐は有べからず。然ば残念ながら生害せん<sup>ウ</sup>外に仕方なし。厚恩を山のごとくにいたゞき、御馬先の討死は武士の望む所なれ共、夫とは違、(三十六ウ)身は覺なき不覺をとり悪名を請、そのおめいを雪ぐ期なく切腹に至る事残念千万也」と、深く怒り牙をかみいきどおるといへども詮方なく、「一日に而も生ながらへて有ならば、弥不忠の至也」と覺語を極め、終に七月廿四日に至り、おしいかな、勤盛の高田清次、三拾四才を期として無常の岸へ至らんと、心能く腹十文字に押切て終にむなしく成にける。尤此時上田の者共方へ書置の一通を残すといへども、人目の憚りある故、兼而の一条は少も記さず、只残念の趣并十二郎段々成人致候事なれば、御恩報のため、父金房の家業その血脈を請継出来すべきの由、附てはお房お冬、我死の後高田の家も断絶すべし。然ば貞壽どのへ御やつかいは申ながら、宜頼入候(三十七才)との事迄を念頃に認め置たり。

扱又高田清次自害の事露頭して、檢使を以て改之御上へ訴へけり。清次日頃実体に相勤ける事御上にも御存の事なれば、此度の大變全く

清次が所為とは思召事なけれども、当役として大切の御品紛失の義、役義無念の落度なれば、其罪抛なし。然るにかく尋常に自殺致す事甚不便に思召けれども、是以政道の一ツなれば、高田の家断絶に及ける。家財の義は女房娘へ下し置く、との事。おしむべし、かく廉直に仕官せし高田の家めつぼう致せしも、全く伴平兵衛が悪事の至る所也。然ども平兵衛が業とは曾て知る人無りけり。

扱此事因州鳥取へ聞へければ、おふさは申に不及上田の母子共(三十七ウ)大きに驚き夢の心地して、愁傷限りなかりけり。扱お房親子は上田の家へ引取る。然るに因果の道理にや、此時おふさくわい胎に而、はや六月に及ける。しかるに清次が中陰も過ければ、おふさつくぐおもひけるは、「いかなる宿世の因縁にや、我身ほど因果なるものはなし。父上は非業の死をとげ給ひ、無念の月日をいたづらに過しも、何卒母様の言葉を立て弟が成人を待たしに、嬉しや今年は十四才、今少しの事とおもふに甲斐もなく、情なや、清次どのにも不慮の自害、家をも失ひ悲しき事の数々なる上に、又みづからも懐にん。時もあらんにかくも続けば続くものか。悔んで益なき事ながら、只此上は明年弟は十五歳、十次郎を先に立敵の有家を(三十八才)尋ぬべし。乍去安産しても有ならば、東西稚子をかゝゑ、有所も知らぬ敵を尋行、先々の足手まとひとは云ながら、捨てもなるまじ。其時に苦しき悲しさ嘸やしのびがたからん。我子に心を寄るなら、究て父御へ不孝とならん。所詮邪魔なる此子なれば流さんせん」とて、ひそかに薬を用ひんとするの気色ありければ、母是を悟り、大きにとめて申けるは、「身のほどを知らぬとはそなたの事也。あられもない事して若や其身にあやまちあらば、どの命を以て父御の恨を晴さんや。臨月を待心よく産出し、達者に成し其上に而、稚子はしるべのかたへ預け置て出国せん。

暫くのしんぼふを破つて此上若不慮の事あらば、冥途に御座る父御迄さぞや(三十八ウ)かなしく思はれん。甚不義の事なれば、必そ、ふな事などして母にうきめをかけて呉な」とさまぐ諫めければ、お房も得心したりける。然ども兎角腹なる子の事計心苦敷、母にも隠し終に流産しけるが、誠にかく不運の続く矢先に而、因果もより集りて、お房俄に五臓をもみ苦しみ五体をふるはし逆上甚敷もだへくるしむ有様、母も重次郎も大きに驚、今更いふて帰らぬ事くどき立、色々かいほうおろかもなけれ共、気血以之外逆のぼり正気を失ひ、呼べどさけべどかいもなく、暫時の内に無常の風にさそはれて、惜しやお房も草葉の露と諸ともに消てなき身と成にける。依之十次郎母子とも嘆きの上に嘆きを重、前後ふかくに(三十九才)取乱しける有さま、目も当られぬ次第に而、不便成ける事どもなり。

#### 上田重次郎成人出国之事附り国々徘徊之事

去程に上田一統のものどもは、早重次郎も十五歳に程近し、是のみ待兼しに、江戸において高田清次不慮の自害に及、其上お房も死したる事なれば、只夢のごとく思ひけるが、明れば宝曆十四年、十二郎も十五歳に成候故、元服を致ける。年久しく此事のみを願ふに付、早出国せんと催しけるに付ても、先年お房勇気を顕はし敵討に出んとせしを、母の願に押とゑめ、今はやうく時も来しに、其甲斐も(三十九ウ)なくおふさが不幸、又力と頼し清次迄先立し事なれば、更に便もなかりしが、いつ迄いふてもかえらぬ練事、はや願し月日も来しなれば出国せんと思ひしが、母は重次郎に用意等を致させ、「お房が替り

に孫のお冬をつれ行べし」と、十次郎答へて、「行先知らぬ敵の有所、幾年か、り申さんも目当もなき旅なれば、いまだ幼少のお冬つれ行候事は甚難義成べし」と、「猶又敵に逢ふとても、勝負の時は甚足手まとひと成、かへつて不覚の名を取べし。此事計は御無用」と申けるにぞ、母は流る、涙を押へ、「成ほど尤の事ながら、お冬を跡に残しては世上の人に此母が笑ひものに成、又おふさへの義理立ず。そなたは其頃幼少にて委細の訳はしらね(四十才)ども、父上討れ給ふて台中陰も過る頃、おふさ類に勇氣あらはし、大変を恐れず、女の身に而敵を尋父御のいかりを休めんとし、しを、我やうくととづめ、けふ迄延せし其訳は、そなたの男を立忠孝の道も知りし者成と世の人の口にも勇敷手柄に名をも上させんと、義理ある中の娘ながら、利害をといて其場をなだめおき、そなたの成人を待兼しに、今出国の時に至り、かわいやお房もなき身と成ればせんかたなし。せめて母が義をも立お房が志も立なれば、お冬も一所に同道し本懐を達すならば、則おふさが手柄も同じ事也。お冬も最早十式歳の事なれば、五ツや六ツとも違ふべし。然る時は父上の悦、又は清次殿にも嘸や嬉しく(四十ウ)おもわれん」と、道理を分て云けるにぞ、十次郎も思案して、「父の敵をうたんと成人するに随ひ一心におもひ詰し此月日、漸々と時至りし事なれば、侍の名を上んと、某一人出国せんとかねて思ひ候得共、情なきは我幼少に而父討れ給ひぬれば、敵の顔も知らざる故、是非なく母人を同道致す也。かりにも世の人口に助太刀ありといわれては残念也。然るに又お冬もつれ候時は、一人ならず式人迄力を添て一人の敵を尋しと言われて、甚不覚の名を取べし。是非くお冬をつれし事は不宣」と、再此是を云けれども、母はお房への義を立通し何分聞入ず。終に三人出国に極ける。扱それる家財をひそかに売しろなし、是を路

用金として、(四十才)宝曆十四年四月十五日に出立して、先上方へ志しけり。

左七郎事は太守の御憎しみ深く、年久しく行衛を御詮義有しかども、いまだ知れざりけるが、如何してか人の噂に、左七郎は角力取に成候など、申者有ける故、先大坂へと心ざし急ぎける。足よわ旅の事成れば、道はかとても行かばこそ、日を重ねて漸々大坂に至る。たゞ角力の事を聞合けるに、折節角力の沙汰もなし。夫々所々方々を尋廻り、京近江は申に不及、堺紀州に至る迄心を尽して、終に南都へ出にける。天満の辺に宿をかり、奈良中をさがしけれども、夫かとおもふ人もなし。然るに旅の近道をせんとて初瀬越に伊勢へ参宮の心ざし有而、兎角神の(四十一ウ)応護ならでは敵の有所も知れまじと、伊賀の国名張といふ所へ至り一宿しけるが、近所の人々宿の亭主に咄けるは、「尾州名護屋に勧進角力有之、当時名高き関取ども集りて大角力成よし。我々すも好きの事なれば、何卒行て見度もものなれども、何をいふてもほど遠ければ力なく、近頃残念也」と申けるを、重次郎聞て、「尾州に角力ある由、左七郎も角力取に成しとの沙汰もあれば、若其中に交りあらんも計難し。然ば片時も早く尾州へ趣ん」とて、急ぎ伊勢路にさしかり、両宮へ神拝し、「何卒敵に逢せたび給へ。左七郎存命にて見出し本懐達させ給はれ」と、三人ともに祈願をこめ、夫々尾張の国名護屋へ至りける。角力(四十二才)の事は聞しに違はず有けれども、尾州御公達御逝去有し故、鳴物御停止有之、寄日十日の角力なれども、九月十一日初日台六日になりけるが、此日きりに而相止、角力取共ことごとく国々へ帰りしとの事故、九月十三日に着せし事なれば、跡の事也。去るに依て三人のものどもは大きに力を落し、頼の綱も切果し心地にて、其所にしばらく逗留し、夫々美濃路に差掛り、近

江の辺も所々方々と相尋、高嶋といふ所にて年を越たり。此内の心勞いふばかりなし。お冬はいまだ幼少ゆへ、爰やかしこで足をいたため、式人の者の介抱にてやうく引連し事も有。実に限りのしれぬ旅なれば、世をうしものとおもふ程、なを左七郎が事恨深く昼夜心もやす(四十二ウ)からざりし有様は、いかにも十次郎が孝心、貞壽が義貞の至る所、おもひもふけし旅なれど、不便成ける次第なり。

森左七郎七ツ森が世話に成事附り武嶋左市松坂に住する事

去る程に森左七郎は、上田金房を討し折柄、人音に恐れて古郷をふりすて、やうく命を延けり。急ぎ上方へと走せ出ける。然ども武家に育し事故、軽き役柄成れども他国せし事なく、他国に近しき知るべとてもなく過し、宝暦元年の事なるに、因州鳥取の片辺に若宮八幡宮あり。此所に於て勸進角力興行有ける。左七郎も若年剛氣にして角力を別而すきけるが、日々見物に参りける。然るに前頭(四十三才)の内に七ツ森源右衛門といへる者、殊外評判よろしく最負強く、左七郎も是を称美し、地取等を見んとて度々至り、自然と心安く成、七ツ森が弟子と成稽古しける事ゆへ、源右衛門は心安くし、元今大坂に住居の由兼而聞及し事なれば、外に知る人は無し、源右衛門を頼身の安否を定めん。大坂へ出七ツ森が事を聞合けるに、渡辺橋の辺に住居之由。依之其所へ尋至りけるが、折節源右衛門在宿仕ける故、久々に而対面、七ツ森も丁寧にもてなしける。左七郎はひそかに身の上をあかし、「国元を立退来しといへども、外に便べき方もなければ、何とぞ御世話に預るべし」と、余義なき次第を物語り頼けり。源右衛門実あ

る男なれば、(四十三ウ)近頃氣之毒におもひ、「先々此方に泊り給ふべし。しかし人をあやめられしと承はれば、定而御国分詮義も強かるべし。先御他出無く暫く世を忍び給ふべし」と申ける故、左七郎初而安堵の思ひをなし、是今七ツ森方に忍びける。

然るに追々年を重ねて宝暦十二年の頃分そろく世間へ徘徊わいし、元今下地角力を好みし故、七ツ森が弟子と成し事大坂へ来し分身を慎み忍ぶ故、内にて七ツ森が弟子共の稽古の中に交り修行しける故おのづと上達し、名をも武嶋左市と改め、七ツ森に隨身仕たり。然而宝暦十二年の春、勢州松坂に而角力あつて、七ツ森も伊勢に至、此時武嶋も中角力の部つらなり松坂に而角力始る。(四十四才)然るに武嶋究竟の事なれば、手合も殊外はづみける故、松坂の若もの共武嶋をひいきして、花など多く貰ひ地取場などへ大勢見物に來り、只武嶋をぞ誉たりける。依之追々心安き人も出来しが、兎角武嶋を松坂にとめ置度由の内談して、此事をすめける。左市も思案し、「いつ迄かよふの人の世話に成宿もなくては何ともつまらぬもの也。源右衛門とのへ厚恩はたとへ何方に居るとも忘るべき事に非ず。只此所に住居を定め一枚敷とも持ならば、是こそ誠に一国の主と成し心地ならん」としあんし、是に応じ、「私事も当所はいかふ心に叶候へば、御世話ながら宜頼上候」と申ける。若もの共大きに悦んで、「然らば我々が世話(四十四ウ)いたさん」と、頓て松坂愛宕町といへる所に裏店をかき、町役表向も無滞相濟けり。七ツ森も深く悦び、ともく世話致呉ける。武嶋左市、此時に至り住所の安堵を定めけり。尤国々に角力あるには是へ行、不断は慰業としける故、下地剛氣百倍にして、悪者共友としける事故、甚のあぶれものとぞ成にける。旧悪天今の咎あり

といへども、ふしぎに今迄無事にして、松坂にては誰しらぬものもなく、武嶋く〜とひいき強く評ばん致しけり。

武嶋佐市喧嘩之事 附り召捕れ入牢之事 (四十五才)

されば奢もの久しからず、みつれば欠る月のいましめにひとしく、武嶋左市は年を重て他国に通れ、暫く世をしのぶといへども、いつか其慎を忘れ、殊に人に面をさらす角力取と成、不思議にも松坂の住人と成、荒々しき業を常とし、近辺こぞつて関取と号し敬ひける故、我儘を働き、誠に見ぬ驚のごとく、然るに年経て年号も改元あつて明和と改る。年も立て明和三年八月下旬の事成りし、勢州の山田より慰の胴取来て松坂に而勝負しける処、其日に至り武嶋も出合けるが、左市口よく合ふて殊外勝利を得て、山田の者共大きに負て一かふ向ふ事叶わず、不残武嶋一人に取立られ、殊外無念に思ひ、急に(四十五ウ)金子才覚して、今一勝負せんと、がんまく喜蔵、むぎの喜六といへる者を始め、山田より来りし者共立合ける。武嶋広言はなつて、「次第に取もぎやるべし」と、再び初ける。此時山田方さま〜手便を以て武嶋をあざむきけり。然るに武嶋目早き男なれば、終に見付大きにいかり口論と成。しかし武嶋利うん成故、挨拶人等も入て漸々なだめ、がんまく初誤り証文を以て侘ける故、武嶋も了簡して中直りを致しける。此時武嶋始終運強く、貳百兩余の金をもふけたり。山田のもの共は大きに打負け、閉口して逃けるが、山田の悪者ども大勢集り、「残念至極也。此返報をせばや」と内々示し合せ、同年九月六日に至り、がんまく方武嶋方へ(四十六才)使を立たり。其意味は、「此間は緩々

御同座致候処、我々共が兇相に寄御心に叶わず、重々氣之毒に存じ、しかし御了簡に預り悦入候。又々御懇意を結び申度候故、今晚私方に而一会相催し可申候。遠路御太義には候得共、御出待入候。連中何も私心相心得申進候様に」との手紙来れり。武嶋是を見、「相心得候也。成ほど晩景に至り推參致可申」由返答を致ける。然るに松坂新茶屋山田辺にうろたへし岩七と言ものあり。甚取しめなき銭なし故何角心に任せず、石迄質に置しと云ふらし、異名を岩七と号たり。此者その日武嶋方へ来り申けるは、「今日がんまく方使參り候や」と尋ける。武嶋答て、「今宵山田にて一会催に付来るべしとの知らせ故、行筈也」と(四十六ウ)いふ。岩七大きにとめて、「決してよろしかるまじ。かならず御無用也。是に応じ山田へ行給ふ時は、大きにわざわひ出来るべし。其子細は先達而之一事山田の者共甚無念におもひ、今晚手便を以て呼よせ、途中に大勢待伏人しらず無ねんを晴さんとの用意さかんに而、私も一味致候様に申候。然ども私事は不仕合にて近年数度の難義多く候。時に貴公の高恩に預りしなれば、敵対ふべき云れなし。表は彼等に一味と見せ内々を御しらせ申さん為參り候也。かならず御無用に成されかし」と申ける。武嶋聞て、「よくも知らせし心入過分也。しかし山田の者ども我誤りをしらず、却而斯の事を工む事、言語同断也。さりながら夫れを聞てはなを〜武嶋は分立難し。勢州は(四十七才)勿論京大坂迄もつらを広し人に見知られし我、かくの事を聞て恐れ行ずんば、忽未練の名を取人前へ顔出しも仕難く、よし又かれらがいかほどはかり事をなす共、何程の事やあらん。少も氣遣ひなき事也」とて、更に取あへざる故、岩七段々止るといへども、其甲斐なく、早未の刻に至ければ、武嶋山田へと心ざし、櫛田町分駕籠に乗り急ぎけり。早夜に入、折しも雨催ひに而空くらく、少しのむかふも見へわか

らず。てうちんを駕の棒に付させ急ぎける所に、いなぎの川端へ至りけるに、兼而武嶋を倒さんと、がんまくを初十一人一統して今やくと相待ける所に、程近く見へけるゆへ、しのび寄て挑灯を打落し、皆々竹鏢を以て無言に而武嶋が(四十七ウ)乗たる駕の内へ突込たり。武嶋は心へたりと、直に駕より飛んでおり身がまへす。此時駕の者ども大きに驚き、「すは喧嘩よ」といふまゝに駕をすて前後へかけ出し逃去りけり。武嶋不敵の剛勇なれば、少しも恐れず、「兎角相手に成つて益なし。此場を退ん」と思ひし故、くらきを幸に川下へ身を寄たり。此川時しも干水に而川端せまく両側に藪有。真の闇なれば、曾て人影とても見へ分ず。山田の者共は声を便にしたる寄けるが、武嶋數ばたを三拾間引退き、川の上らんとする時、間近く老人付来れる者有り。此者声を懸て突かけける。武嶋も止事を得ずと取合けるが、終に竹鏢をもぎ取無二無三に突けるが、此者の急所にや当り(四十八才)けん、忽其処に倒れ伏して悶絶し、暫時之内に死したりける。余のものどもは是を知らず、武嶋手早く身をひそめて其所を立退き、いそぎ夜にまぎれ松坂へ帰りける。実に不敵のふるまい也。然るに川の左右の在町へ駕かきどもの知らせに依て、双方の挑灯松明を持さまぐの道具を支度し、追々に欠来り、狼ぜき者をとらんと川原を尋けるに、一人の死骸あり。依之大きに驚きさまぐ評定しけるに、松坂の武嶋が所為也といふに寄、早々此事を訴へべしと、山田奉行へ委細之訳を申上けるに寄、早速此事紀州の御役所へ申来り、「松坂に住居せし武嶋といふ角力取今晚御被川いなぎ川の事也二名なをかくいふにおいて喧嘩を仕出し人をあやめ立去り候。(四十八ウ)御詮義か、り罪人に候間、急ぎ召捕御番所へ渡さるべし」と、曲淵周防守殿分申来りける。依之紀州の役人大きに驚き、急ぎ武嶋を召捕べしと、とり手の同心十三人武嶋が方へ押掛

来り、此時はや横雲に近し。佐市は我家に帰り、只常のごとくにもてなして能く寐入し折から、「急御用也」とて理不尽に表の戸を破りかけ入れれば、武嶋手早く一の手の同心をなんの苦もなく二間計もなげ付たり。続いて二番手の捕人の者、「上意也」と声かけて十武人一同に立か、りければ、武嶋四方をせいして、「必免忽有べからず。上意の由承れば少しも手向致不申」と、「未練なる武嶋にあらず。いかなる御答か決而身に覚なし。御不審を蒙りし上違背不仕候。(四十九才)速に御前へ出、御尋の子細を承り御返答可仕候」とぢんじやうに繩をか、り、少しも異義に不及丈夫のふるまい、流石の男也。依之早々役所へ引出し、即時に山田奉行所へ御渡し有ける。扱段々御吟味有ける時に、武嶋少しも恐る事なく申上けるは、「成ほど御尋のごとく昨夜御当所へ用事有之参り候所に、途中の夜に入雨を催し候(に)付、駕にて御被川迄参りし所、不慮に狼藉もの多く立出、挑灯を打消し竹鏢を以駕の内へ突込候故、危き所を漸々と逃、未練には相聞候得共、相手にならず松坂へ帰りし也。人をあやめ候など、はかつて以て覚不申候。是は定て闇夜の義に候へば、あやまつて同士討致候もの成べし」と申上ける。依之相手十人もの共を(四十九ウ)御呼出し有て御吟味有ける所に、「人を殺せしは武嶋にきわまりし」と、がんまく初みなく申上たり。依之再応御詮義有といへども、双方の申分別れ難ければ、武嶋を拷問被仰付、がんまく等をも先手鏢をぞ被仰付たり。然共武嶋は最初申上候通り一言の違なく、少も白状せざりし故、数日か、り此虚実分明ならず。故に明和四年四月に至り、一度紀州之御役所へ御預有て得と吟味を遂、うたがわ敷事あらば早速申出べしとの事に而渡されたり。夫松坂に請取預り者の大切の科人なれば、番等嚴敷して、再応引出し御吟味あれども、初の答へにて、更に白状せず。顔色誠に

常のごとく、依之水ぜめ木馬責等の札明有といへども、（五十才）同じ事也。先入牢被申付たり。是といへる証拠なければ、死罪にも行ひ難く、めいわく成預り者也。山田の相手どもも手錠に而被預番嚴敷付られたり。夫々専ら武嶋が評ばんのみなり。（五十ウ）

明和鍛冶殺報実録卷之四

上田一統江戸にて難洪之事附り順卒坊実情之事

去る程に上田一統の者ども国元出国せしもきのふけふとおもひしに、光陰矢の如くはや五とせの星霜を重ね、明和四年に至り、国々所々徘徊して尋けれども、敵の有所も更に不知。斯三人のもの共昼夜心に由断なく様々姿をかへてさがしけれども、其甲斐もなく、似た人さへもなかりけり。老少不定の定めなき世のならいなれば、もしや敵左七郎今は世になき人ともならば、是迄の事共いたづらに水のあわと成もやせんと、敵の生死も気にかゝり、年月隔てし（五十一才）事なれば、今は路用にも行づまり、乞食非人の姿と成、食事等さへ貧敷、品かたちは申に不及、以前の面影は露計もなく、親子三人共心ぼそく、お冬も今年十六歳に成ければ、とやかに祖母に力を添へ、野に伏山に有て、仮りの敷寐の草枕、越方を思ふに付ても、夜とても目も合ず、無常の心計して、涙のみにぞ有にける。只敵の事のみ心に籠めて、どこといふしるべもなく、終には江戸へ出たり。重次郎思ひけるは、「東武は將軍家の御在城有て土地広く花洛の王城に増りて、武家一統に軒

を並べ、日本の大名小名に至るまで参勤交代有て、武家の陪従あたかも雲霞のごとくなれば、諸国分入込来る人多し。（五十一ウ）然ば若敵左七郎此地に有て諸家へ立入仕官してあらんも計難し。既に年久しく国々を廻るといへども、終に廻り逢ず。若江戸にこそ忍ぶらめ。いざすみぐ、迄残りなく尋さがさん」とて、母やお冬にも力を添へ、我も度々勇立、所々にて行衛をさがしける心の内こそ神妙也。

霜月上旬に至り、芝の辺にてお冬不慮に病氣を生じ、寒風にはだへこゝえ身もだへして大きに苦しむ。母子ともに大きに驚、さまざま介抱するといへども、更に其甲斐なく、薬を求めんとするに路銭一せん貯へもつき果、非人のごとく成故、更にお冬が病苦をすくい助くべき事も叶わず。祖母はやうくと通りの人に薬など乞請て用るといへども、更に其印も（五十二才）なく、五体なうらんしてさもくるしき有様、年を重ねてうき旅の勞れを生じて、次第くゝに氣力もよはりける故、親子は只狂氣のごとく肌身を添てかいほうする其苦しき、何にたとゑん方もなし。然るに壱人の出家其ほとりを通りしが、此ありさまをつくぐと見て不便にや思われけん、懐中分薬を取出し是を与へ、近辺にて湯を所望して持参しければ、難有しと、十次郎は礼義を糺して、「かく見苦敷体にて御智識に対し奉るとい、御薬を頂戴致、其上湯迄給る事、御礼申上ん言葉なし。長旅のつかれ病苦のなやみ必死の場を、御情いつのよにかわ此御恩更に忘れは仕らじ」と、戴きく、頓てお冬にすゝめけり。母も（五十二ウ）涙ながらに厚く礼を申ける。此恩徳の通しとや、正体もなきお冬が五臟氣血をめぐらし一身あた、まりて少し眼開き、妙薬即時に的中仕ければ、我人が悦大方ならず。「是ひとへに御出家様の御影也」と、伏拝くありがたなみだを催ける。此時かの僧申けるは、「旅中の大病嘸々難義なるべし。併見請たる所

年若なれば、次第に全快有るべし。随分由断なく心を付られ候やうに存候。扱此方々些尋度事、若各方は因州鳥取の生れならずや」と尋ける。式人は甚不思議におもひて、「成ほど我々は因州鳥取のもの成が、いかゞして御出家様はよくも御存候や。先其元様はどなた様に而御名は何と申候や」と尋ければ、彼僧答へて、「各の生国左あらんと(五十三才)こそ存たり。又我事は御ふしん有べけれ共、名乗申せば御存有者也。各方は上田新兵衛金房殿の御一統成らん」と申ければ、両人大きに驚き、「斯委敷御存の事なをく合点参らず」と申ける。「実御尤の事也。拙僧事も因州鳥取の産にして暫金房殿の御厚恩を請し七左衛門といへる、師弟の縁を結しもの也。其以前金房殿不慮に落命之後、ちからなく親里へ引退しが、其後子細有て出家を致、当時は順卒と申也。墨染の身と成し故、御見違有しならん」と申ける故、「是は」と、貞壽はつくづくと詠めよくく見れば、成程以前の七左衛門也。「扱々御なつかしく、墨染の御姿と成給ひし事なれば、更に気も付ず。仰あれば成程見覚ある七左衛門殿。(五十三才)御めにかゝるも涙のたね。十六年の其むかし、有にかいなき此身の身つらさ、漸々年経て出国せしに、又うき旅の難義は、さらにとわねども、不慮の病氣にすでに又うきを重ね候はん所、御影に而お冬も快体、誠に御心実の通る所、一ツはお冬が運に叶ひ候所ならん。御おんのほど忘れ候はず」と、呉々あつき一札。順卒坊詞を糺し、「御尤の御事也。先々快方に而重畳也。しかし此煩も中々当分の事には有間敷。永旅の勞れならん。我當時師に便て青山辺に有れば、其辺に懇意の者之候へば、養生中の旅宿に頼、御心を休むべし」と、頓而辻駕をかりてお冬を乗せて青山久保町に至り、たばこや左兵衛といへる者の方を頼み、三人を逗留させ、医師迄付けて養生(五十四才)致させける故、段々お冬も全快致ける。

三人之者共大きに力を得、暫く逗留致けり。順卒坊度々来り様々心を付ける。或時に順卒坊三人に向ひ申けるは、「貞壽殿は格別、重次郎殿お冬殿也、某上田の家でありし砌は御幼少故、御面をも見忘、其御方よりは愚僧に一向御覚も候まじ。移り替るは世の習に候へば、久々の御旅路嘸々御心勞察入り候也。此間承候へば、年久しく御旅行被成候由、定而深き御所存とは推察いたし、連れ成御事、驚入候也。愚僧也も由緒ある上厚恩請し金房殿御事、急度各々方の御力共成、存念を達し度候へ共、再仏門を破りて還俗も難仕し」と申ける。貞壽は答へて、「いかなる子細にてかくの御身とならせられ候や」と尋ける。「されば某(五十四才)金房殿に別れてより親里に帰りしに、間もなく厄病入て家内親ぞくことづく半年程の内に病死し、不思議にも某一人生残りし故、はいかなる御答にてもやあらんかと思へば空おそろしく、更に俗家にある心せず。夫今沙門の身と成、両親の菩提をもとひ吊んと望に、東武へ下り青山において清教院といへる天台宗に入て仏学執行の身也」と語りければ、皆々其志の殊勝さをかんで、只よきに付悪敷に付ても、先立ものは涙也。扱次第に月日を送り、此所にて年を重ね、明れば明和五年三月に至り、お冬も聡と本復しける故、またく出立せんとおもひける。順卒も御心を悟り、お冬が全快を悦、懐中金子五兩取出して、「行先定めぬ永旅にて嘸御心ぐるしかるらん。何卒路用の支度にて(五十五才)御力にならんと存るも心計の事に而、斯の身なれば自由にならず。是は纔にて御助にも成申間敷候得共、草鞋代にもし給ふべし」と申ければ、三人も悦ながら、「数日御厚恩の上かよふの御心遣被下候事、重々難有は候得共、最早旅なれし事なれば、さのみ難義も侍ふまじ。多く御助に預りし上、又候路用金迄申請候事、甚迷惑也。此義は是非く御免被下べし」と申ければ、

順卒坊重ねて、「大切の御身を持御じたい有て益なし。必遠慮御無用也。此金子我らが寸志存寄候へ共、何分力に及がたく、一ヶ寺にても持し身ならば御力にも成べき事なれども、云甲斐なき執行の身故、此金子も我師清教院殿へ内々の事語りし処、甚感心有て、我に金子を給り、各を称美有し也。必ず辞退あるべからず」(五十五ウ)とて、「命を全ふして、たとへいづくの国々に而も本望をとげ給はゞ、普く其名は一天下に隠れ無らん。其時は順卒も承て満足せん」と、門出を祝ひ給ふ。三人も大きにいさみ、「しかる上は御辞退なく、御贈物を拝領せん」とて、押戴く深きめぐみの一礼も、涙と共に立別れ、青山久保町をぞ出たり。誠に此条ことごとく順卒坊の実情にて、ひとへに人をめぐむ時は必其家に謝志有とはかくの事をやいふならん。奇特成し事共也。

## 松坂府内にて不思議之事附り敵露頭之事

去る程に上田一統のもの共は、不慮にお冬が大病にて必死の難を、順卒坊の情にて江戸を心能く立出、三月下旬に相州に(五十六才)さしか、りけれども、敵の行衛いづれ共定かならず。二度上方へと志とかく伊勢両宮へ頼奉らんと、四月九日に至り、松坂府内といふ所へ着きたり。此時重次郎母に向ひて申けるは、「行先知れぬうき旅にて心もちも宜からず。殊に乱鬢長髪なれば甚鬱陶敷、明日は神拝なきは幸、此所に髪結店あり。是にて月代も致清め申度候也」と申ければ、「尤の事。心静かに用意有べし。我々も休息すべし」と申ける故に、重次郎は店へ入り、母とお冬は片脇成石に腰打掛往來を詠め、たばこの煙

にうきを晴して居たりける。然るに其向ふに古道具屋喜兵衛といふ、少の道具見世あり。母もお冬も何の気も付ざりしに、式人の連れの旅の者、風で見世に立寄しが、「風も吹ぬに(五十六ウ)真中に釣るしある脇ざしの、かくひらくと動くべきいわれなし。如何成ゆへやらん」と不審しける。依之往來の人々立集さまぐ評義しける故、しばしの内に大勢人立有ける故、母も不思議におもひ立寄て見れば、動し脇ざし何とやら見覚へ有よふ也。合点ゆかずと思へども、余り人立多き故、見合居たり。其内に道具やの亭主も立出、釣糸何かに気を付けれども、さしていぶかしき子細もなく、風も吹ぬに中の一腰ひらくと動きし事の不審さよと思ひ、殊に多くの男女みせ先に立集りける故、中の脇ざしを取て勝手へ入ける。往來旅人も奇妙不思議と計に而、皆立去りける。十次郎は髪月代仕廻立出て母に向ひ、「只今あれを見聞致候あの脇ざし(五十七才)不思議の事に而御座候」と申ければ、母は十次郎に向ひ、「扱々不思議の事也。今動きし脇ざし、何とやら此母が見覚あるやう成腰の物也」と申ければ、重次郎声をひそめ、「かねて父上討れ給ふ時分一腰紛失。究竟の手が、りなり。先々尋申さん」とて、頓て三人喜兵衛方へ来り亭主に対面して、重次郎申けるは、「我らは遠国のもの成が、只今見世先に而不思議の一腰少々心懸りの事有て尋度子細有り。我に見せ給はるべし」と申ければ、亭主も三人の体を見るに、殊外旅づかれと見へて見苦敷てい成故、「いか成子細候や」と尋ける。十次郎答て、「大切の事今一心とくと見定め、其上に而具に物語り致べし。先々見せらるべし」と申ける故、「然ば此方へ御出(五十七ウ)有べし」と、勝手へ伴ひ件の脇ざしを見せける。十次郎は母に向ひ、「私幼少の時なれば且而見覚へなし。母人とくと見定被下べし」と申ける。母は手に取り是を見るに、縁頭はしやくどうの魚

子にして、鉄鑊に銀のふくりん、波に兎の彫物有。目貫は赤銅の二疋馬、つか糸茶に而、いかにも古び所々あか付、糸など切れて有り。「是こそ覚有る夫新兵衛殿の差料」と、なかご見れば、明らか上田金房といふ銘有。「扱は」と三人大きに悦、重次郎詞を糺して、「貴殿かくの商売なれば、定而家業の古実の事は知り給ふべし。我々三人年久し旅中に有てさまざまのかんなんし、斯見苦敷ていに成たるも、正敷此一ツ刀を尋出さん為也。しかし一大事の義なれば、(五十八才)あからさまには申難し。追而明らかに相知れん。扱此脇差は誰が手台貴殿の手に渡り候や。其義承度」と申ければ、亭主答へて、「いか成子細ある脇差か存不申候得共、御尋故委敷申上べし。夫道具類を取扱ひ候へば、夫々に吟味を致、出所等具に糺し帳面に記し置候上にて家業と仕る事也。此一腰は当所本町花や吉兵衛と申者の手より買取申候。其先々を御聞被成度思召候はゞ、右吉兵衛方に而又御尋有べし」と申ける。重次郎答て、「成程心得たり。然ば此一腰は貴殿へ急度預置也。并に兩人の母妹御世話ながら、暫く此所に留め置可被下候。われら吉兵衛方に而尋来らん」と大きに勇み、飛がごとくに吉兵衛方へ至り対面して、委細尋けるに、吉兵衛が返答には、「其脇差(五十八ウ)の事は、去年の春府内六町西に当り久米村と申郷町有。則往還の所に道具やの正次郎と申者の手台私方へ買取申候へば、其先方は存不申候へば、右正次郎方に而委敷は御尋あるべし」と申ける。「然らば」とて、右正次郎方を尋て行対面して申けるに、此者答へて、「としぐ腰のもの多取あつかい、別而吉兵衛方へは数腰遣し候へば、何れか別りがたく候故、帳面持参致喜兵衛方に而引合見ん」とい、則同道して府内の喜兵衛方へ来り、帳面くり返し、「成ほど此一腰は去年七月十二日に当所愛宕町と申所に住居致候武嶋左市と申角力取の方台金の替り

に取申候」と申ける。十次郎聞て気色をかへ、「其角力取此方に心覚へ有り。其者いまだ當時に居候や」と(五十九才)尋ければ、喜兵衛申ける、「武嶋事先年御被川の辺に而大勢と喧嘩を仕出し、人をあやめし事なれば、忽露頭有て召捕、山田御町奉行に而色々御詮義有けれ共、白状不致、当所は紀州様御領所故、此方へ御渡有て、松坂の御役所へ引れ、今以入牢致存命也と承る」と申ける。十次郎大きに悦、「先夫なれば籠の鳥同前。然ば其者の年ばい恰好いか様に候や」と尋ける。正次郎答て、「年の頃三七八と相みへ、ふとりじ、にて胸髭おふく色黒く眼並ふ少ちいさく、せいは凡五尺も候はん」と申ける。母進み出て、「此年月尋し人に違なし」と悦ける。十次郎は兩人に向ひ、「扱々方々と我々が用事故に引連ける、御太義千万忝し。然ば今晚旅宿を取明朝御役所へ訴へ申べし。先夫迄は此一腰(五十九ウ)大せつの証拠なれば、しかと御預け申置也」とて、此家を立出て、松坂わたや(と)いへる宿やに一宿致けり。此時三人の悦たとへるにもなし。所々に而聞合けるに、武嶋年久しく入牢して、今に存命との事故、天を拝して明るを待居たる心の内こそ勇しけれ。

牢屋に而双方対面之事附り上田一統国元え召さる、事

さればたとへいく年月を経るとも天明らかにして善悪の道正敷、武嶋左市は悪事遁る、期なく、明和五年四月十日に至り、重次郎は紀州の御役所へ委細に訴へ、武嶋左市已前森左七郎とい、し時、父上田新兵衛金房を討て立退し趣、敵討の事并御慈悲を以て対面致、なを虚実を糺し申度旨申出たり。(六十才)依之役人中評義して、先道具や喜

兵衛を町人方へ呼寄御吟味有る所に、脇ざしの不思議始終の事を申上、かの脇差をば差上たり。夫が花屋吉兵衛、道具や正次郎にも御尋有けるに、重次郎が訴へに相違なしといへども、「武嶋事は囚人の事故、そこつに対面も致させ難し」と申ける時、郡代梅本助右衛門申けるは、「上田重次郎が仇討の願ひ、其様子を見聞するに、三人ともに年久しく旅中に有しと見へて、旅労れの体とい、又脇ざしの不思議、彼是以相違も有まじ。武嶋囚人なれども、勝負の義は格別。対面してなを実義を糺し度との願聞ずてにも成まじ。役人共を相添、明十一日五ツ時、上田のもの共を牢屋へ連行対面致さすべし」との差函により、(六十六ウ)此趣を上田のもの共へ申渡して、翌日に成ければ、上田三人のもの御役所へ罷出る。依之下役人兩人を相添へ、牢屋連行ける。貞壽は其ま、牢屋の格子の側へ寄て見るに、髪髭熊のごとく生繁り、久敷日陰の身なれば色青く、昔の面影は更になき故、暫く見分ず。牢屋を武嶋は合点行ざる女来りて見る故に、上田の者どもとは曾而氣も付ず。元今貞壽も旅づかれとい、年も寄以前の品形とは大きにかわりければ、いぶかしく思ひ居たりける。貞壽は得と見定め、憎しとおもふ敵なれば、たとへ面影かわるとも、いかで見損じ有べき様もなく、「いかに森左七郎殿」と申ければ、武嶋びつくりし、「我旧名を知る者正敷因州のものならん」とおもひしを、新兵衛が後家といふ事を早くもさとり(六十一才)ながら、さあらぬ体にて居たりける。貞壽は十次郎に向ひ、「相違なし。対面せよ」と申ければ、十次郎は役人中へ一礼して、其ほとりに近く寄、母の詞を証拠として、「いかに森左七郎殿。某事は因州鳥取において上田重次郎金倍と申者也。十七年以前我父新兵衛金房を貴殿闇打にして出奔せられし時は、我漸々四才にて東西の分も不知、成人に随ひは、人の物語にて委敷其訳を聞に付、無念骨ず

いにてつし、恨忘がたく、何卒其元の行衛を尋て名乗合、尋常に敵討の勝負を決せんと、六年此方旅中に有て、雨露にうたれしその甲斐有て、天運に叶ひめぐり逢、貴殿堅固にてある事、我々が悦此上なし。然る上は公儀の御免をかふむり、心能勝負を(六十一ウ)決し恨を晴さん」と申ければ、武嶋ちろくくならみ廻し、今は何と偽るべき様もなければ、答へて申けるは、「いかに上田金房には我深く意恨有て討捨出奔せし時幼少の侘有しが、扱は其方よな。無事に成人して父の敵をうたんと我をねらう事神妙也。然らば早速立合返り討にして呉んとは思へども、覺なくして今如此とりの身と成、我心に不任。兎角は御上の下知を待て此世のいとまを得さすべし」と申ければ、重次郎打笑ひ、「広言は追而の事。かく名乗り合し上なれば、暫時の内はゆうよせん」と申内に、役人共、「名乗合相済たれば、此所に叶ふべからず」と申ける故、上田の一統礼義をのべて立退き、夫が役所へ出たり。助右衛門委敷聞届、兩人のものを(六十二才)称美し、志の孝成事をかんじ、「仇討の事は天下一統の作法あれば、上田の人々此所に逗留すべし。御上へ訴へて御下知に応ずべし」と申渡し、それ分武嶋入牢の上なをく番等敵敷申付ける。

扱此段早飛脚を以紀州和歌山へ注進しければ、御評義の上、早々池田家へ此事を通じられたり。此折ふし鳥取の太守松平相模守殿御在番の事故、江戸表へ申来る。池田家此間に御代替りて、相模守殿と申すは伊予守殿の御嫡子、勝五郎殿と申せし御方也。然るにいかゞの心得違にや、上田重次郎国元を出立の砌、仇打の事を願不申ちくでん同前に不慮に家を出しに寄、池田家にも上田一統敵を尋あるくとの事は御存知なく、乍去金房事は由緒あるもの、左七郎はふかく(六十二ウ)御にくしみ掛り有し者にて、久敷行衛は御吟味有といへどもかつて知

れざる所に、有所露顕せし故、相模守殿にも御悦有て、先紀州への御返答には、「上田十次郎義此方領分の者に相違無之、成程仇討の子細も有之候へども、得とせんさくの上相糺し申度候間、先国元へ呼寄申度奉存候。武嶋事罪科相極候而御仕置に被仰付候義、暫く御見合被下べし」との御返答にて、内々此段を御老中方へも通達し、池田家も中尾八九郎勢州松坂へ来り、紀州之役所へ此よしを届け、上田の者ども同道して因州鳥取へ帰る。此時八月十二日に着せり。夫々十次郎を役所へ召出し、池田家の老臣荒尾内匠其外諸役人列り、「上田たとへ少録たりといへども、武家の（六十三才）作法を乱し、出国の時仇討の願も不致出たる事以の外不覚の至り也」と、此事を深くいましめられたり。扱又其跡にて内匠申けるは「数年の星霜を重ね心勞して国々にさまよひ、終に天運に叶ひ敵の有所を知る事、甚神妙也。森左七郎事は、御上よりも所々御尋有といへども、行衛さだかならず。其上金房は公儀も御内意有しもの事なれば、此度仇討の事速に仰付らるべし。乍去天下一統の古例ある事故、私に計らひ難く、御上へ訴へ兎角御下知を待べし」と申付たり。

扱又お冬事を御吟味有けるに、十次郎妹と申立たり。高田清次がむすめなれども、清次は御咎めを請し事故、御上の恐れ、重次郎がいもと、云立たり。夫々此段（六十三才）江戸へ申上、「由緒ある上田仇討の事に御座候間、敵討之義被仰付べし」と、追々飛脚を出せり。依之勢州松坂に仇討有と評定して、近辺より見物人集り来るといへども、此訳にて、暫く其沙汰なし。

伴平兵衛奇計之事 附り御詮義之事

翻刻『明和鍛冶殺報実録』（下）（田中則雄）

去る程に上田金房の血脈重次郎敵森左七郎を尋出し候事、江戸屋敷に而てまち／＼評判しけり。伴平兵衛は江戸詰に而居たりけるが、此事を聞てより、「先左七郎殿存命に而ある事重畳也。此度上田重次郎敵討の願定而可被仰付、其時は剛勇の森氏なれども、天命にそむきし事故、甚命危かるべし。（六十四才）我深きかうおんの人なれば、只今奇計をめぐらし、我こそ実の敵と名乗、帰り討にして左七郎殿に案堵さすべし」と工夫して、夫より江戸に而大目付役樋口図書方へ此由を訴へ、金房が鍛ひし脇ざしを一腰持参したり。依之伴平兵衛を召出し、役人列座に而、いかなる故と吟味有けるに、平兵衛伴而申ける、「子細あつて上田新兵衛事は私ふかく意恨をふくみやみがたく、金房御役所へ帰る所を待請本懐を達し、帯せし脇差をも奪ひ取出奔可仕と存候所、其砌森左七郎殿いか成事にや、逐電被致に付、御役人衆の御ふしん懸り、専ら左七郎が所為也と是に極り、追々御尋厳敷、夫故私義は曾而御不審なき故、恐ながら今日迄存命致候。其上うへ田の人々も（六十四才）家出致、私事も御厚恩を蒙り役義被仰付、冥加に相叶今日迄かくの仕合也。然るに此度上田重次郎勢州松坂に於て森左七郎を見出し、すでに仇討の事相定り候由承り、依之やむ事を得ず御訴へ申上候也。是甚の間違、罪なき人に悪名を付勝負の義有之けるは本意にあらず、抛なく罷出候也。元々新兵衛を討留し砌うばい取候一腰是に御座候」と差上、「是則証抛也。御改可被下候。依之上田重次郎と勝負の義被仰付下さるゝに於ては、正敷天の理ならん」と申けり。夫々脇ざしを吟味あるに、金房が鍛ひし刃物に相違（なし）といへども、金房は最期の砌帯せしといふたしかなる証抛とてもなく、又筋りの様子左七郎が売たる脇ざしの拵とは格別の相違ある故、此事を（六十五

オ) 尋ける。時に平兵衛申けるは、「始の拵は人目を憚り候故、柄の廻りは相改候」と申たり。此時谷村源五右衛門申けるは、「金房を討留めたるはいつにて有しや」と尋ける。平兵衛申けるは、「宝曆二年八月廿七日の夜にて候」と答へたり。「成程是相違なし。然ば追而又御尋の筋もあるべし」とて、先平兵衛に番を付て、山田奎之助に御預被仰付ける。

扱夫を評定して此段相模守殿へ具に言上致ければ、太守聞し召され、「平兵衛が所為也と白状致出たる事、何とも心得がたき事也。たとへいかほどか申立とも、是必謀計ならん。正敷松坂にて上田重次郎が母左七郎がうり払たる脇ざしの拵ことごとく覚有て、終に敵のあり家を知りたる事、是ぞ誠に証拠となり、元令神仏の加護ならん。然ば(六十五ウ)源五右衛門とくと心を配り、平兵衛が実不を相糺可申様」に被仰付、敵討勝負の事は左七郎と一けつ致けり。平兵衛おんを知ると言ながら、由なき事ならずや。(六十六オ) 白紙(六十六ウ)

## 明和鍛冶殺報実録卷之五

谷村源吾右衛門頓智之事附り林自斎拷問之事

去る程に太守の御意を蒙り、谷村源五右衛門一人を預、伴平兵衛が実否を糺さんと、さまざま肺肝を砕きける。此時谷村は平兵衛が常に懇意成者をひそかに聞合けるに、大納戸の下坊主に林自斎といふもの有。此者甚剛欲のものに而、折しも聊の間違に而當時は御とがめをか

ふむり閉門して有ける。源五右衛門は是究竟の事也とて、ひそかに林自斎を我長屋へ呼寄対面して申けるは、「その方事先達而令御答を請閉門の身なりといへども、年久敷旧功ありて不便にも思召され、段々と(六十七オ)御評義有所に、既に其罪相分り、近々に御免被仰付候所に、此度伴平兵衛願の筋を差出し、御吟味ある所に、汝が悪事をことごとく訴へ出。去るによつて下地汝が御咎め御免有べきなれども、改りし一条有て汝すでに死罪に定る。しかし我日頃汝が貞実成事を知りし故、不便に思ひ、内証にて尋る事有り。今我が前に而すみやかに白状致すものならば、御上へよろしく申成して、御慈悲を以て死罪の沙汰御免ある様に取計わん。白状する時は其罪輕し。又隠し包て偽におるては弥其罪おもく、急度拷問して糺明すべし。兎角命程大切成ものはなし。申難き事に而も申上るが其方が身の為也。よく思案を定て申上べし」と、智略を以て申ける。自斎剛欲深(六十七ウ)といへども、至而おく病ものなれば、谷村が詞をき、其うへ平兵衛が我身の悪事を申上候と聞し、忽色青ざめ身をふるわせて玉のよふ成汗を流し、更に生たる心地もなく、只うぢくとして居たりける。谷村是をつくと見て、「我推量に違なく、かれ悪事の覚有と見へたり。大方是を問落さば、平兵衛が実否もわからん」とおもひ、言葉を和らげ、「いかに自斎、覚ありや。拷問の苦痛を恐ろしくおもはゞ、早く有様に白状すべし」と申ける。此時自斎大きに恐れ、平兵衛に頼れ小納戸預り御能装束を盗出し、高田清次がおちど、定め自殺させし始終を逐一に白状したり。依之源吾右衛門甚驚き、罪なくして高田の家断絶せし事露頭故、眉をひそめながら、「いかなる(六十八オ)ゆへにて平兵衛は高田に意趣をふくみしや」と、事の子細を尋ければ、上田の由緒森左七郎が恋の意趣の次第を申述ける。是にて平兵衛が森家を

すくわんとするの意味明らか也。是皆谷村が頼智分出る所也。源吾右衛門自齋に向ひ、「よくも白状したり。我罪をおのれと頭はず時には、是則誤て改るに憚る事なしといふ古語にて、汝が罪はかく別に軽く成る也。なを又評定して一命を助け得さすべし」と申て、長屋へかへしたり。夫分番嚴敷申付たり。

扱谷村が此由を委細に太守へ言上致ければ、大きに御立腹有て、「誠に重罪の者共なり。平兵衛事は急々に国元へ差遣すべし。勿論急度糺明致させ置べし。林自齋事は嚴敷拷問すべし。かれ又外に(六十八ウ)いかなる悪事あらんも難計。先年吟味行届ずして清次自害に及、家を潰し候事残念至極也」と、以の外に平兵衛自齋に御憎しみかゝりける。夫分平兵衛事は網乗物にて因州へ遣しける。尤中川帯刀へ御預被置たり。扱又自齋事は、下屋敷に於て嚴敷拷問被仰付たり。依之その苦しみもだへし有様、誠に天の責め、旧悪此所に来れり。しかし其余悪事はなし。評定して終に死罪に極り、下屋敷にて御慈悲を以打首に被仰付たり。誠に幾年を経るとも善悪のみち格別の差別有る事是に限らず。前々分斯の類にて家を亡し身を失ふ事かぞふるにいとまあらず。然ば何ぞ天の命にまがれる事なく、人は常の行ひに有とは速なる金言也。(六十九ウ)

#### 因州分公儀御訴之事附り敵討相定る事

去る程に伴平兵衛が一事も谷村が頼智に寄速かに相わかれけるにより、上田のもの共仇討の事被仰付度、太守にも被思召、夫分御老中秋元但馬守殿へ此段御届け有て、御内意をも御伺被成、「扱敵森左七郎

事は当時武嶋佐市と変名して角力取と成、そのうへ子細有て紀州の牢へ入囚人と成し事なれば、私にも御計ひ被成難く、紀州へ御貫被成べし」との評定有ける時、武嶋は一旦山田町奉行分紀州へ御預け有し事成ゆへ、紀州にも御心儘に被成がたきの趣相聞へけるゆへ、此段池田家分御老中え内々御伺有し処、上田金房事は、(六十九ウ)公儀にも能御存の者に而、伊勢守と従官をも給はりし者なれば、かく別の御さたあり。殊に「敵討には定りし古実ある事、たとへ武嶋いかほどの悪事有とて、当時入牢致有にもせよ、旧悪露見仇討の事なれば、何ぞ余の事にかゝるべきや」と有て、紀州家分一旦武嶋を公儀へ御請取之うへ御沙汰有べしと定り、此段紀伊殿え公儀分仰渡され、武嶋左市事は大切の囚人成ゆへ、道中警固致江戸表へ相渡すべしとの御事也。依之紀州分松坂の御役所へ被仰渡、役人を付られたり。六拾壱人警固として紀州殿より家臣番頭役三浦与一右衛門是を預り、松坂分東武へ至り、道中も滞なく着しけり。則御老中分の御下知に依て(七十ウ)直に池田家え被下ける。相模守殿にも殊の外御悦有て、それ分早速国元鳥取の城下へ被遣、佐藤九郎右衛門え御預け被成番等きびしく被仰付たり。

扱武嶋事は松坂の牢屋の内にて上田重次郎に对面せし分以来、日々牢屋の内を数遍歩行しけるよし、番人どもに如何成ゆへにかと評判しけり。按ずるに、是全く足がため成べし。年を重ね入牢の事なれば、行歩甚自由ならず。然るに旧悪露顕せしなれば、定而敵討被仰付べしと、其時こそ目覚しく帰り討にして、かたきの根葉をからさんと思ひしかども、斯の体なれば行歩不自由ならんと思ひ、達者だめしを致ける事ならん。扱武嶋も池田の思召のごとく、公儀分(七十ウ)御貫被下ける故、敵討の義申付度段、御老中秋元但馬守殿迄御伺有ける処に、

御評定の上御上の上聞に達しける所、上田重次郎義は兼て公儀の御帳面に留り無之とはいへども、御上にも能御存の事、殊には森左七郎が事非道のふるまいに寄御にくしみか、りし事なれば、敵討の事相模守殿思召次第との御下知に而、猶々上田の一統に不便をくわへ遣すべし。小身者として年久しく此義に心勞せし事甚奇特に思召れ、如斯被仰出ければ、池田家にも別而御大慶に思召、弥敵討之義被仰付べきとの事也。

扱又上田三人のもの共は多年の旅中に変散して、さまざまとうき難義せし処、神の応護により天の恵を請て、(七十一才)不思議にも脇ざしの変分敵の有家露顕し、今や敵討の義仰付られんと思ひの外、出国のおりから太守の御免を蒙らずして他国せし事武士の作法にあらずと、此誤り今国元へ召呼れ御しかり有といへども、元来孝心を頭にいたゞきし事なれば、長臣荒尾内匠追而しばぐ賞美の詞を出すといへども、いまだ敵討の事何とも御沙汰もなく、御国にて年を重ね居たりし処に、江戸より武嶋左市事あみ乗りものに而道中多く人数国元へ警固して、明和六年四月下旬因州鳥取へ着し、預り人となりしゆへ、此義因州に而も様々評定して、公儀表相濟、上田一統之もの共数年之本望此時に來りて、追付仇討被仰付可有、然ば花々敷(七十一才)勝負を見物すべし。数年経る事なれ共、左七郎が旧悪を憎み、上田のものが心勞を感じ、「敵大敵に而、重次郎が武術之義出国の砌迄は聡々とせし事もあらざれば、勝負の処いかゞあらん。其余血筋のもの何人有にもせよ、みな女之義なれば、一大事に及ではさのみ力にも成まじ。然らば勝負の処無心元」と氣遣ふものも有り。又心ある仁の評定には、「たとへ左七郎いかほどの剛敵に而劍術の奥義を極むるとも、鬼神にても有まじ。又重次郎武芸未熟にして甚非運にもせよ、善悪の道糺し

く天の恵にて、やわか仕そんじ有べきや。ことに伝へ聞に、勢州松坂にて敵の有家相知れし事も、金房最期のせつ帯せし脇ざしの(七十二才)不思議により頭れしとの事なれば、是偏に神の応護、ひとつは金房が魂此脇ざしに止り、かたきの有所を知らせしならん。最期の一念に寄て生を引といふ古語のごとく、金房亡魂も力を添べし。必勝負は十次郎手柄を顕すならん。いにしへより敵とりこに成し上の仇討に返り討に成しためし無し」と申て、家中は申に不及町郷迄専ら此さたのみなり。上田一統のもの共は、今や仇討の義御免を蒙らんと、是のみ神仏を念じてぞまち居たりける。

高原にて敵討勝負の事附り上田重次郎名を發する事

天成哉命なるかな、殺報の道理善悪車の輪のごとく、明和(七十二才)六年丑の八月廿七日、因州鳥取の城下今廿四丁東に当り高原といへる平野あり。此所に於て上田重次郎仇討の義被仰付、勝負を決すべしと被仰出。元分佐藤九郎右衛門も此事を被申渡、武嶋左市事も森左七郎と旧名に改、定日に至九郎右衛門警固可致との事也。扱敵討の古実捷有といへども、矢來の義は御遠慮有べしと定り、此段上田重次郎母妹へも被仰付けるにより、思ひもふけし事なれば、難有しと御請申上、大きに勇み悦、定日こそまち居たり。元來上田家は本国生国ともに因幡の国なれば、家久しく相統はせしかども、ことの外親類も少く成、様々不慮の事などありて断絶の家多く、貞壽が親ざとは町家成しが、是も十三年いぜん(七十三才)米相場にて多くの損金して、家調がたくして他国へ行、今因州に其跡なく、金房先妻の里は長良松庵

といへる医師の妹なり。今長良仙庵といへるは、重次郎が先従弟分なれば、此時仙庵世の人口をおもひ、上田一統久しくかんなんせし事ゆへ何一ツ用意等も無之、依之お冬事はお房娘に而実のいとこ違なれば、なをく見捨がたく、殊更はれの勝負なれば、見苦敷体にて立合ふ時は甚面目なからんと、ひそかに衣類等の品を拵三人の者方へ遣しけると也。元分定日相極りければ、一家中のもの在中の者迄今やくと相まち居たり。

金房が打れし事もきのふけふの様なれども、光陰矢のごとく星霜重ねて凡十八年になり、今はや明和六年に成る。(七十三ウ)爰前表不思議といふは、先年金房が鍛ひの打もの、將軍家<sup>え</sup>差上し砌、御称美の余り、明らかに和らぐの文字を以明和鍛冶と上意有しが、ほどなく明和と改元あつて、今年六年相続き、其明和年の仇討不思議の事かと、専ら申合けり。

扱金房討れし銘日に当り、敵討の義被仰付ける。上田のもの共は、長良仙庵が懇情に支度心の儘に調けり。然るに八月廿七日に成ければ、行合の敵討と定られたり。扱検使として、谷村源吾右衛門黄羅紗に車の輪の定紋付たる陣羽織着紺どんすの野袴をはき、陣扇を帯して、高原の正面に床机にかゝりければ、添役として斎藤主水、関六郎右衛門、いづれも横目役なり。異義をたゞして(七十四才)挟箱に腰打かけ拍たり。扱東の方分上田重次郎、白羽二重の袷を着し、白きねりの鉢巻をめて、式尺四寸三分并一尺八寸五分有ける大小、何も父伊勢守金房が鍛たるわざものを帯、勇す、んで立出たり。其跡に続く母貞壽、お冬も同じ装束にて、兩人ながら一腰を帯ける。お冬が脇ざしは高田清次が所持したる越前守信国が鍛ひし打もの也。此三人の者土のうへにうづくまり居たり。扱西の方分森左七郎は数十人の足輕に而前後左右

を堅め、元分無腰也。大小は其側に九郎右衛門ありて、家来為持出て、重次郎と十間計に成ける時、左七郎に大小渡し、夫分足輕大勢棒を以て四面に立並び、事嚴重にして誠に矢来之内に(七十四ウ)違ふ事なし。此時重次郎も一たん立あがり、夫分検使へ一礼しけり。扱源吾右衛門両方下知しけるは、「勝負は相図の太鼓を以て計べし。卒忽なく尋常に幾度に而も息を継て正しく勝負すべし」との御事也。扱一家中は元分町郷中近国他国今も此うわさを聞ものは見物に來り、集る其人雲霞のごとくあら手に肝を握り息を詰て居たりけり。や、時移りて辰の半刻に成ければ、双方へ差図有、茶わんに水を一はい入両方へ被下、是を押しだゞき手にもちながら立上るとひとしく、相図の太鼓をどうくと打出、すはやと諸人見る内に、重次郎す、み出て、「いかに左七郎殿。去年松坂にて名乗り合し今早くも勝負を決せんと欲すれ(七十五才)ども、子細あつて今日迄に至る。十八年以前、貴殿の手にかゝりし上田伊勢守金房が一人同名重次郎金倍なり。業悪非道の刃に父を討れし無ねん忘れがたく、此時宜に及び、いざや年月の恨みの刃思ひ知らさん」と申ければ、左七郎両眼くわつと見開き、「何条汝忝人にては隙ついやし、三人共に一度に來れ。此世のいとまを取らせん」と申ければ、重次郎打笑ひ、「広言は無用の事。勝負こそかんやうなれ」とて、双方件の茶わんの水を押しだゞき一口のんで左右へ投捨、重次郎はぬくより早く稲づまのごとく打て掛る。此時に廿一歳也。左七郎はことゝもせず、同じく式尺五寸のだんびらものをぬきはなし是は公義分被下候なり。拵定の打物之よし。てうと請て身をひらき、(七十五ウ)打てはしづみ、す、めは退き、千変万化の働、諸見物は片ずをのんで見物す。左七郎は剛勇にて、殊に劍術の嗜あり。角力をわざとして身のかね合よく場合を甚能く計力量をも兼たる事なれば、ことの外重次郎危く、四方よりの

力声、貞壽お冬も目をくばり、五間ほど後にひかへ、心も爰にあらばこそ、秘術を尽して戦けるが、左七郎いらつてうちかけるを、重次郎請はづし、身をしづまんとする所を、直に付込其太刀、浅手ながらも重次郎が左りかた先より切先下りに、三寸計も切込たり。白装束にて血の流たる事なれば、左も深手を負たる有様、母もお冬も狂気のごとく、見物の人も、「すは大事よ」と、(七十六才)こぶしをにぎり居たりし処に、左七郎はた、みかけて打て掛る。依之重次郎もいた手なれば、無念ながらも二足三足たちくと引退き、請太刀に成ければ、太鼓ならして足輕共真中え棒を入て双方へ引わけ、典薬氣付などを給はり、しばし介抱仕ける。その内の心遣ひ、見物の人々も心も空にうつ、程なく又太鼓を打出しければ、貞壽は重次郎が手疵をいたわり、勝負の所も無覚束とおもひけん、「我為にも夫の敵なれば、勝負せん」と立上りければ、重次郎ちつともひるまず、母を制して、「我命此土にある内は、必ふせぎ給ふまじ。後代迄も此重次郎に恥をあたへ給ふか」と申ければ、母も悦諸見物も重次郎が勇氣成を感じける。(七十六ウ)是は全く助太刀の心をいみて也。扱夫の重次郎は声をかけて打て掛る。左七郎は、「面どう成死そこない。早くいとまを得させん」と、身をかはして横さまに打掛る太刀、又重次郎がよは腰へ一ヶ所切込んだり。然し是は誠にかすり疵といふほどの事也。重次郎も叶はじとや思ひけん、この太刀にて死もの狂ひに無二無三に切掛りたり。此太刀すじ甚火急なれば、左七郎も少し場を入込れ、引かんとする所を、おがみ打にしけるが、左七郎がむかふ小げさにぞ切込たり。是を見るより母お冬も一刀をぬき放し、「夫のかたき」「親の敵」と名乗りかけ、追々に欠寄て、終にお冬は左七郎が左りの足をひざ口合した、かに切さげたり。依之不叶して、(七十七才)真うつむけに倒

れけり。起しも立ず、重次郎左七郎に乗掛り、「南無父生靈、敵森左七郎を打止め候也。最期の御無念晴させ給へ」と、おもひの儘留めの刀をさし通しければ、母もお冬も手向の廻向、諸見物は時の声、「得たりや名譽の重次郎。大敵を仕留めしは手柄」と譽る声山も崩る、ごとくにて、天地へひびきなりわたる。暫く言語もわからざりけり。

是の三人のもの共は、源吾右衛門が正面に膝まつき、手負ながらも重次郎平伏して申けるは、「君の御れんみんな依て、年来の本望達し候段、ひとへに御めぐみに而候へば、重々難有仕合」と御礼申上候時、源五右衛門申けるは、「運に相叶ひ手疵請ながら速に仕留し事、天晴の手柄也。(七十七ウ) 嗚々何も本望に思われん。検使に立たる我々迄も大慶至極なり。先々重次郎には手疵無心置養生すべし。扱敵打無滞相濟候上は、高田清次が娘お冬に御用有。近く参るべし」と申ければ、三人はびつくりせしが、貞壽罷出申けるは、「お冬事は重次郎が妹にて、清次が娘に而て候はず」と申ける。源吾右衛門取あへず、「清次娘といふ事はとくより御上にも御存知なり。必偽事有べからず。其方達の孝なる事を御上にも不便に思召され、御慈悲をくわへられ被仰付御用あり。先年江戸に於て高田清次、小納戸方大切なる御装束紛失せし申訳立がたく自害に及び、然るに是全く伴平兵衛が悪事成事、林自斎が白状に(七十八才)依て明白に顕たり。依之平兵衛事は囚人と成差置たり。清次事其身の誤とはい、ながら、如斯のいみ先達て露顯すれば自害にも及まじと、別而不便に思召、ことに汝等が旧孝、お冬といふは正しく清次が娘なれ共、清次御咎を蒙し身分なれば、御上を憚りて重次郎が妹と申立たる事、是全く御上を敬ふ道りなりとて御感あつて、某に御内意を被仰付たり。其子細は伴平兵衛事則此所に於て打首に被仰付、右之太刀取りは則お冬に被仰付。是以て御上の深き御

れんみんな也。難有ぞんじ奉るべし。お冬には正しく父の仇なれば、心静に打首に可仕との御事也」と申ける。三人のもの共、「はつ」と平伏し、(七十八ウ) 平兵衛が悪事によつて清次が亡し事ども初もきいて驚くやら、平兵衛を恨るやら、今更のやうにおもひしが、急度心を取直して、「重々深き御恵」と、「難有仕合奉存候」。悦あふもかぎりなし。重次郎も心ゆるめば、手疵のいたみを覚へ少し勞れし体に見ゆれば、片脇にて葉等をあたへ打寄無他事介抱いたし、はや平兵衛が御仕置を見物せんとまち居たり。

#### 太守御仁徳之事附り伴平兵衛仕置上田高田両家相続之事

去る程に今やくと相まつ所に、伴平兵衛は馬の上に而高手小手にいましめられ、真先へ紙のほりに咎の次第委敷記し、同心役人前後を固め高原へ来り、元々鳥取の城下を(七十九才) 引廻し、平兵衛をさらしければ、見る人、彼が切なる森家の恩を忘れざる所は神妙なれ共、悪事傾き人の命を断事を憎み、「善道にて如斯の志あらば、誠によき侍ならん」と評判仕けり。

扱夫今も平兵衛を仕置の場所へ引出、重罪にも可被仰付なれども、御慈悲を以打首に被仰付旨為申聞、則お冬立寄、おもふ儘父清次がかたき、水も溜らず首宙に打落ければ、手際の見事成事、諸見物はつと感じ、又は太守の御仁徳成事を難有、みなく感涙を催しける。夫今上田一統のもの共を御屋敷の長屋へ入られ、手疵養生之事御典葉沢井玄丹と申外科専ら出精仕ける。元々谷村源吾右衛門は其段具に太守へ言上しければ、(七十九ウ) 委細に聞し召れ、神妙に被思召、江戸表

へも此由を御訴へ有り。御使堤甚右衛門物頭役相勤たり。公儀にも御機嫌宜敷、「上田相続の義を申付遣すべし」との御老中方々御内意に寄り、上田重次郎義父金房の如く式拾人扶持被下置、母え別に五人扶持被下候。「重次郎手疵本腹後父之家業を請継出精すべし」との上意、「其器量によつて御取立の御沙汰有べし」との御事也。元々小細工人之格に被仰付たり。扱又お冬は父清次が本知式百石を其儘被下置、高田之家断絶せし事甚惜せ給ひ、「お冬が孝旁以相応の養子をいたし、高田の家相続すべし」との御慈悲也。依之何も、「残る所なき御下知、重々難有」と再び古郷へ帰り、年来の本望達し、(八十才) 御上の御称美に預り、本扶持に返り、万天に其名を輝せし事、実神妙の至り。重次郎も段々全快して本腹したり。扱又同家中に五百石を領しける大平弥右衛門といふ人の二男、久米之進といふて廿才成を高田の養子にして、お冬と夫婦にして、高田の家相続被仰付。是ことく太守の御れんみんな出る所也。此年貞壽は五拾式歳、重次郎は廿一歳、お冬は十八才也。誠に聊の間違よりか、る事出来せしゆへ、数年の心勞、今又清次お房が事おもひ出し、悦の中にも上田のもの共は涙を催しける。是等もひとへに善悪の道つまびらかにわかりしたためし、仮りにも邪の道にまよふ時は、幾年を経るとも如斯天命は(八十ウ) 通れず。天道常に照し給ふ上田一統のもの共、後代に名をあげし事、誠に神国

のいさほし、太守の御仁徳難有次第也。(八十一才)

長埜県信濃国

東筑摩郡東条村

百四十九番地

山崎器械(八十一ウ)

付記

本稿は、山陰研究プロジェクト「山陰地域文学関係資料の公開に関するプロジェクト」(二〇一三～一五年度、代表・野本瑠美)の研究成果の一部である。

## A reprint“*Meiwa-Kaji-Sappou-Jitsuroku*”

TANAKA Norio

(Shimane University, Faculty of Law and Literature)

### [Abstract]

“*Meiwa-Kaji-Sappou-Jitsuroku*” is a historical novel, *jitsuroku*. It delineates a vengeance, which occurred in Tottori in the middle of Edo period. It has a feature as a modality of *jitsuroku* especially in the details of an incident and a character.

Key words : *jitsuroku*, a historical novel, novels in Edo period